



第1節 計画策定の背景

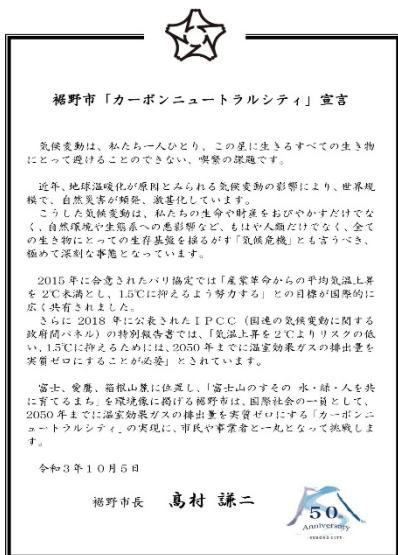
1-1 堀野市の動向

本市はこれまで、「堀野市環境基本条例」の制定及び「堀野市環境基本計画」の策定を行い、環境政策を推進してきました。ここでは、本市における環境行政の動きをまとめます。

■ 「堀野市環境基本条例」及び「堀野市環境基本計画」の策定

本市は、2002（平成14）年12月に制定した「堀野市環境基本条例」の第9条に基づき、2005（平成17）年2月に「富士山のふもと 森・水・文化を育む すその」を望ましい環境像として掲げた「堀野市環境基本計画」を策定しました。

その後、2016（平成28）年3月に「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含む「第2次堀野市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。第2次計画では、「富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち」を望ましい環境像として掲げました。さらに、2021（令和3）年3月には計画を見直し、「第2次堀野市環境基本計画（後期計画）」（以下「第2次計画（後期計画）」という。）を策定しました。



堀野市カーボンニュートラルシティの宣言

■ 「カーボンニュートラルシティ」の宣言

本市は、市民・事業者とともに地球温暖化対策をよりいっそう推進していくため、2021（令和3）年10月の市議会全員協議会において、「カーボンニュートラルシティ」を宣言しました。2050（令和32）年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、脱炭素の持続可能な社会を目指すこととしています。

■ 「ふじのくにフロンティア」の認定

堀野市・三島市・長泉町の2市1町で認定申請した「ふじのくにフロンティア推進エリア¹」及び堀野市・御殿場市・小山町の2市1町で認定申請した「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏²」の2つの取り組みが、2023（令和5）年1月に静岡県知事の認定を受けました。これらのプロジェクトでは、新幹線三島駅をハブとしたエリア内移動の利便性向上、環境にやさしいエネルギーの地産地消、森林の保全と利活用、脱炭素化に向けた産業構造への転換などの取り組みが予定されています。

¹ 認定された正式名称は「首都圏の子育て世帯から選ばれる転職なき移住推進エリア」であり、子育て世帯のニーズに合った魅力ある拠点の整備・活用、新幹線三島駅をハブとしたエリア内移動の利便性向上、住みやすい街・産み育てやすい街としてのブランド確立などの取り組みを行う。

² 認定された正式名称は「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏」であり、環境に優しいエネルギーの地産地消、森林の保全と利活用、脱炭素化に向けた産業構造への転換などの取り組みを行う。

■ 「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」の策定

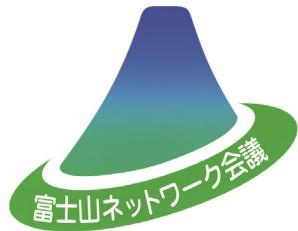
本市では、カーボンニュートラルシティ宣言後の具体的な脱炭素の取り組みについて、その道筋を示す「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を2023（令和5）年3月に策定しました。

2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ

【資料:広報すその 令和5年6月号】

■富士山ネットワーク会議によるJ-クレジット共同宣言

富士山ネットワーク会議（裾野市、富士宮市、富士市、御殿場市、小山町）では、2050年までに地域の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を2022（令和4）年5月に宣言しました。この宣言に基づく具体的な取り組みとして、2024（令和6）年10月に「富士山麓の森林を守り、J-クレジット³により脱炭素を促進する共同宣言」を行いました。



1-2 世界・日本・静岡県の動向

第2次計画の策定後の世界・国・静岡県の環境行政の動向について、分野ごとにまとめます。

■持続可能な社会に関する動向

SDGs（持続可能な開発目標）⁴が2015（平成27）年9月に国連総会で採択され、世界中で「誰一人取り残さない」社会づくりが進められています。環境・社会・経済のバランスを大切にする新しい社会のあり方が模索され、企業や自治体、市民が一体となってSDGsに取り組む動きが広がっています。

日本では、2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、環境保全と「ウェルビング⁵／高い生活の質」の実現を目指す「循環共生型社会」の構築を目標に掲げました。

静岡県では2022（令和4）年3月に「第4次静岡県環境基本計画」を策定し、地域特性を生かした持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

³ 温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度である。

⁴ 2015(平成27)年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

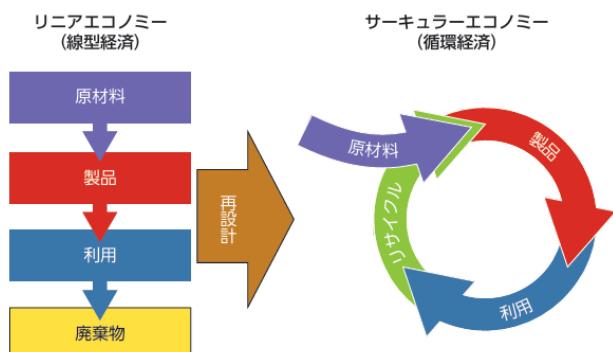
5 経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。

■自然共生社会の動向

2022（令和4）年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止める「ネイチャーポジティブ⁶」の考え方が採択されました。また、陸と海の30%を保護区にする「30by30目標⁷」が世界的な目標となっています。

日本は2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。また、「30by30目標」の達成に向けて、2025（令和7）年4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を施行し、同法に基づく「自然共生サイト⁸」の認定を開始しました。

静岡県では2023（令和5）年3月に「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、県内の生物多様性の保全に取り組むとともに、「静岡県版レッドデータブック」を更新し、地域の希少な生物を守る活動を進めています。



線形経済から循環経済へのイメージ図
【資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」から環境省作成】

■脱炭素社会に関する動向

パリ協定により、地球の平均気温上昇を2°C以下に抑える（1.5°Cに抑えるように努力する）目標が掲げられています。これを受け、多くの国が2050年までにカーボンニュートラル¹⁰（温室効果ガス実質ゼロ）を目指しています。

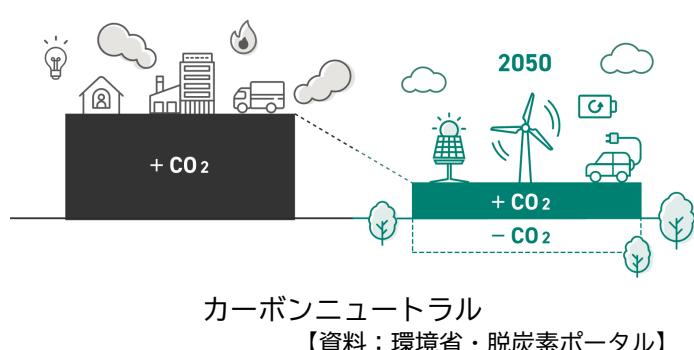
日本でも2050年カーボンニュートラルを宣言し、「地球温暖化対策計画」で2030（令和12）年までに温室効果ガスを46%削減する

■循環型社会に関する動向

「循環経済⁹（サーキュラーエコノミー）」という、資源を繰り返し使う新しい経済モデルが注目され、廃棄物の削減や資源の有効活用に向けた取り組みが世界中で進んでいます。

日本では、「プラスチック資源循環法」や「食品ロス削減推進法」などの法律を施行し、循環型社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。

静岡県では2022（令和4）年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、県独自の資源循環の取り組みを推進しています。



カーボンニュートラル
【資料：環境省・脱炭素ポータル】

⁶ 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

⁷ 2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

⁸ 民間の取組等によって、生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

⁹ 資源（製品や部品等を含む）を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システム。循環経済は、資源の浪費に依存しない持続可能な経済発展に貢献する。

¹⁰ 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

目標を立てています。また、「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」の閣議決定が行われ、各分野における適応策を推進しています。

静岡県では、2022（令和4）年に「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050年カーボンニュートラル、2030（令和12）年度までに温室効果ガスを2013（平成25）年度比46.6%削減する具体的な目標を掲げています。

第2次計画策定後の動向

		第2次計画策定後の動向
2016年 3月 (H28)		● 「第2次裾野市環境基本計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編を含む）」の策定
2020年 1月 (R2) 10月		● 「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の施行 ○ 国が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の宣言
2021年 1月 (R3) 3月		● 「第5次裾野市総合計画」の策定 ● 「第2次裾野市環境基本計画（後期計画）」の策定 ● 「裾野市国土強靭化地域計画」の策定
4月		○ 国が2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標として46%削減（2013（平成25）年度比）とすることを宣言
5月		○ 「みどりの食料システム戦略」の策定
6月		○ 「地域脱炭素ロードマップ」の策定
10月		○ 「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」の閣議決定 ● 裾野市「カーボンニュートラルシティ」の宣言
2022年 3月 (R4)		○ 「第4次静岡県環境基本計画」の策定 ○ 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の策定 ● 「裾野市一般廃棄物処理基本計画」の策定
4月		○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する改正法」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
12月		○ 「昆明モントリオール生物多様性枠組」の採択
2023年 1月 (R5)		● 「ふじのくにフロンティア推進エリア」「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」の2つの取り組みを静岡県知事が認定
2月		● 「裾野市地域公共交通計画」の策定
3月		○ 「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定 ○ 「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定 ● 「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」の策定
5月		○ 「熱中症対策実行計画」の閣議決定
6月		○ 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」施行
2024年 5月 (R6) 10月		○ 「第六次環境基本計画」の閣議決定 ● 富士山ネットワーク会議（裾野市、富士宮市、富士市、御殿場市、小山町）による「富士山麓の森林を守り、J-クレジットにより脱炭素を促進する共同宣言」
2025年 2月 (R7) 4月		○ 「地球温暖化対策計画」「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定 ○ 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の施行
2026年 3月 (R8)		● 「第3次裾野市環境基本計画」の策定

注) ●裾野市の動向 ○世界・国・静岡県の動向

第2節 第2次計画（後期計画）の評価

2-1 数値目標の状況

数値目標の達成状況により、第2次計画（後期計画）の評価を行いました。その結果、「A：目標を達成」(43.5%) 及び「B：目標に向けて順調に推移」(21.7%) を合わせて約 65%が目標を達成もしくは順調に推移していました。一方、「C：目標への進捗が低い」(17.4%) 及び「D：目標達成が困難」(17.4%) の環境指標については、今後の対策を検討して取り組み内容に反映していくことが必要です。

評価と目標達成率の関係

評価		目標達成率	該当する環境指標の数
A	目標を達成	100%以上	10 (43.5%)
B	目標に向けて順調に推移しているが目標は未達成	80%以上～100%未満	5 (21.7%)
C	目標への進捗が低い	50%以上～80%未満	4 (17.4%)
D	目標達成が困難	50%未満	4 (17.4%)

■環境目標1 安全・安心で快適な環境のまちづくり

環境指標	策定期 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
① 大気汚染・悪臭・騒音・振動・水質汚濁の苦情件数	19件/年	18件/年	10件/年	C
② 水質汚濁にかかる環境基準達成率	100%	100%	100%	A
③ 下水道普及率	43.2%	48.9%	46.6%	A
④ 市民1人1日平均有収水量	302.8ℓ /人・日	300.5ℓ /人・日	252.0ℓ /人・日	B
⑤ 河川・道路等一斉清掃の参加者数（年2回）	25,730人 /年2回	21,153人 /年2回	24,700人 /年2回	B

- ①「大気汚染・悪臭・騒音・振動・水質汚濁の苦情件数」は年度間でばらつきがあり、この数年は減少しているものの目標を達成していません。
- ②「水質汚濁にかかる環境基準達成率」は、排水排出企業の努力や家庭への合併処理浄化槽の普及等もあり、目標を達成しています。
- ③「下水道普及率」はアクションプランに基づき、平松・岩波地先で管路築造工事を実施し上昇しました。既に目標を達成しています。
- ④水の大切さや節水などの意識改善を図る啓発活動を行いましたが、「市民1人1日平均有収水量」は、節水に向けての目標値とは約50ℓ/人・日の開きがあります。
- ⑤「河川・道路等一斉清掃の参加者数」はコロナ禍から大きく減少しており、ここ数年は元に戻りつつありますが、目標を達成していません。夏季は熱中症対策としてごみの受け入れ時間を30分早め、参加しやすい体制を整えました。

■環境目標2 豊かな自然と人が共生するまちづくり

環境指標	策定期 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
⑥ 耕作放棄地解消面積	2.7ha/年	0.5ha/年	3.0ha/年	D
⑦ 間伐事業実施面積	135.8ha/年	156.9ha/年	150.0ha/年	A
⑧ 人口1人当たりの都市公園の整備面積	4.28m³/人	4.60m³/人	5.17m³/人	B
⑨ 親子水生生物調査参加者数	0人/年 (雨天中止)	53人/年	40人/年	A
⑩ パノラマロードの花畠の作業参加者数	544人/年	286人/年	650人/年	D
⑪ まちなみや自然景観の美しさ満足度 (市民意識調査)	27.0%	43.9%	40.0%	A
⑫ 富士山一斉清掃参加人数	189人/年	134人/年	220人/年	C

- ⑥高齢化等に伴う離農や相続等により、市外者の農地所有が増加しています。このような背景もあり、「耕作放棄地解消面積」は目標を達成していません。引き続き、農業委員会と連携し、耕作放棄地発生の抑制や、農地利用状況調査と所有者への利用意向調査を実施のうえ、農地中間管理事業を活用し、農業担い手への集約を図っていく必要があります。

- ⑦「間伐事業実施面積」について、林業経営体への支援により間伐事業量は安定的に推移しており、目標を達成しています。しかし、小規模単位の個人所有者が多く、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を行うことが困難であることから、引き続き、森林経営管理制度に基づく意向調査により、森林の集約化及び整備を推進します。
- ⑧「人口1人当たりの都市公園の整備面積」は、人口減少に伴い増加したものの、目標を達成していません。
- ⑨「親子水生生物調査参加者数」は、募集組数を増やすことで参加者数を増やすことができ、目標を達成しています。
- ⑩「パノラマロードの花畠の作業参加者数」は、コロナ禍から大きく減少しており、目標を達成していません。近年の平均気温上昇の影響もあり、例年栽培していた菜の花の種まきを中止するなど、従来通りの栽培計画が立てられない状況にあります。現在はコスモスのみを栽培していますが、今後は変動する気候に対応できる栽培方法を確立させ、会員全体が参加できる作業を隨時設けていく必要があります。
- ⑪「まちなみや自然景観の美しさ満足度」は、市民意識調査の結果で43.9%となり、目標を達成しています。
- ⑫「富士山一斎清掃参加人数」はコロナ禍から大きく減少しており、ここ数年は元に戻りつつありますが、目標を達成していません。実施団体による周知啓発にいっそう取り組む必要があります。

■環境目標3 環境負荷の少ない循環を基調とするまちづくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
⑬ 市民1人1日当たりのごみ排出量	795g /人・日	738.5g /人・日	771.4g /人・日	A
⑭ 第二期最終処分場の埋立量（客土を除く）	1,186 m ³ /年	1,101 m ³ /年	1,151 m ³ /年	A
⑮ 不法投棄苦情件数	10件/年	0件/年	7件/年	A

⑬「市民1人1日当たりのごみ排出量」は、ごみの減量・資源化が進んだことで目標を達成しています。

⑭「二期最終処分場の埋立量（客土を除く）」は、ごみの減量・資源化、人口減少により焼却灰等が減少し、目標を達成しています。

■環境目標4 地球温暖化防止に努めるまちづくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
⑯ 温室効果ガス排出量（公共施設）	13,386t-CO ₂	9,925t-CO ₂ (2023年度)	12,600t-CO ₂	A
⑰ 蓄電池システム延べ補助件数	180台	368台	420台	B
⑱ 燃料電池システム延べ補助件数	48台	63台	140台	D
⑲ アース・キッズ事業延べ参加者数	919人	1,222人	1,200人	A
⑳ 市役所における低公害車割合 ^{※1}	62.3%	59.3%	70.5%	B
㉑ 次世代自動車普及率（市全体） ^{※2}	11.6% (2020.4.1)	15.0% (2024.4.1)	20.0%	C

※1：次世代自動車（電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等）及び低燃費かつ低排出ガス認定車。

※2：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

⑯「温室効果ガス排出量（公共施設）」は、省エネ性能が高い製品への転換などが進み、目標を達成しています。

⑰⑱「蓄電池システム延べ補助件数」「燃料電池システム延べ補助件数」は、2024（令和6）年度以降、市の補助制度が休止中であることから、過去の補助による累積件数の実績による評価である。

⑲市内の小学校3校の4年生に参加していただき、計画目標に達成しました。

⑳「市役所における低公害車割合」は基準年度よりも減少しており、目標を達成していません。引き続き、次世代自動車への切り替えを実施していく必要があります。

㉑「次世代自動車普及率（市全体）」は毎年増加していますが、目標を達成していません。

■環境目標5 持続可能な社会を実現するための人づくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
㉒ 環境イベント・環境教育講座開催数	42回/年	31回/年	40回/年	C
㉓ 環境活動登録制度の認定団体数	7団体	7団体	20団体	D
㉔「環境イベント・環境教育講座開催数」は、新規の環境イベント・講座を開催しましたが、雨天中止となったイベントがあるほか、富士山資料館が2022（令和4）年度から休館しているため、総数として目標は達成していません。				
㉕「環境活動登録制度の認定団体数」は目標を達成しておらず、制度自体の見直しが必要です。				

2-2 市民・事業者の評価

2024(令和6)年度に実施した「第3次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査」(以後「アンケート調査」という。)では、市民・事業者の皆さんの意向を把握しました。そのなかで、第2次計画(後期計画)の評価に関するものをまとめました。

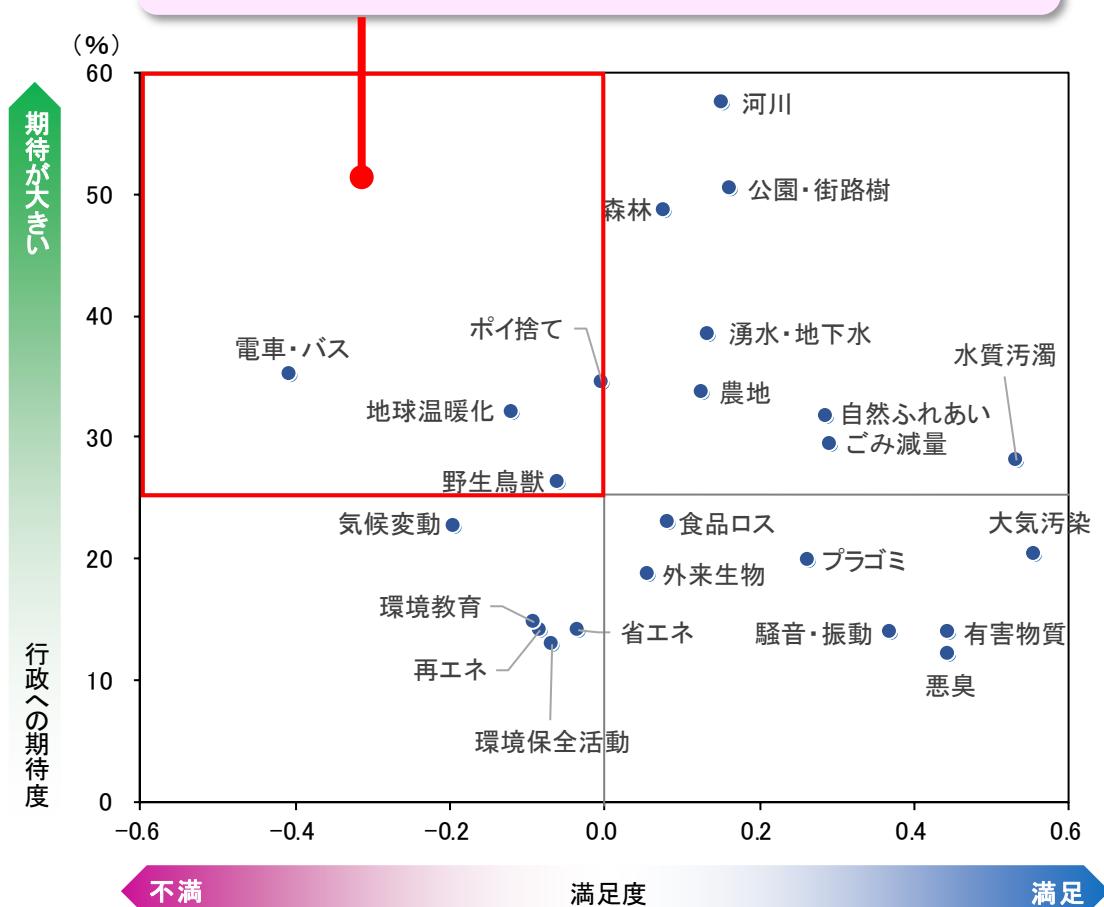
■環境に対する満足度と行政に対する期待(市民)

「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」の関係を分析すると、環境に対する満足度が低く、行政への期待が大きいものとして、「電車やバス、自転車による移動促進」「地球温暖化対策」「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」「野生鳥獣対策」があります。これらの項目については、重点的な施策の検討が必要です。

そのほか、満足度が低い(0以下)ものとして、「気候変動」「環境教育」「再生可能エネルギー」「環境保全活動」「省エネルギー」があり、これらの満足度を高めていく必要があります。

【満足度が低く、重要度が高い】

施策の重要性が広く市民に認識され、特に施策の推進や改善に対する市民のニーズが高い項目と考えられる。従来の取り組みの方向について検討を加え、改善していくことが求められる。

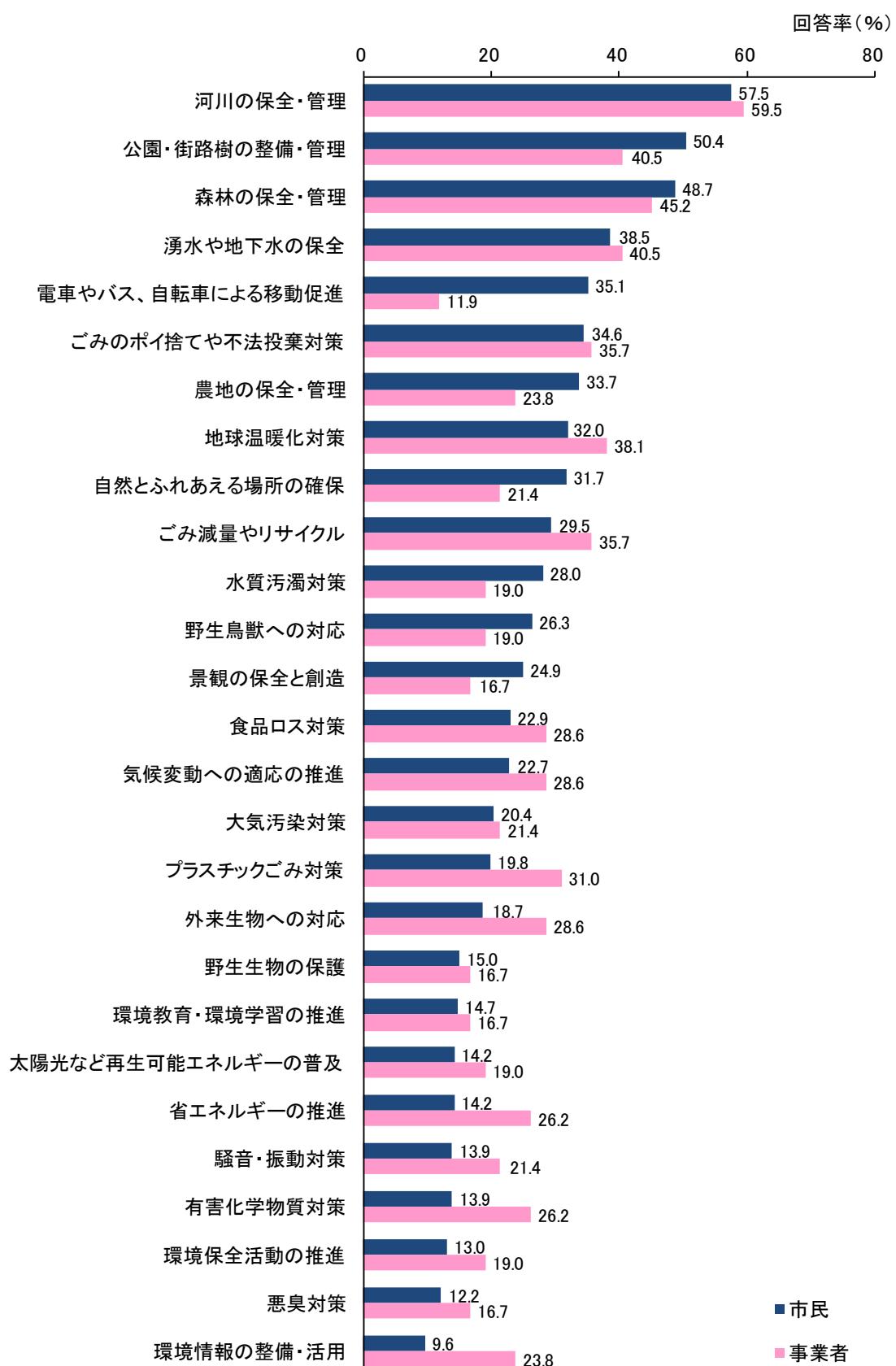


注1) 満足度は「満足」(1点)、「やや満足」(0.5点)、「やや不満」(-0.5点)、「不満」(-1点)の合計値を回答者数(無回答を除く)で割った加重平均である。-1~1までの数値で表される。

注2) 縦軸の行政への期待度は回答率(回答数÷回答者数)を表す。

■行政に対する期待する環境施策（市民・事業者）

行政に期待する環境施策としては、市民・事業者ともに「河川の保全・管理」「公園・街路樹の整備・管理」、「森林の保全・管理」「湧水や地下水の保全」が多くなりました。この結果を踏まえた施策の検討が必要となります。



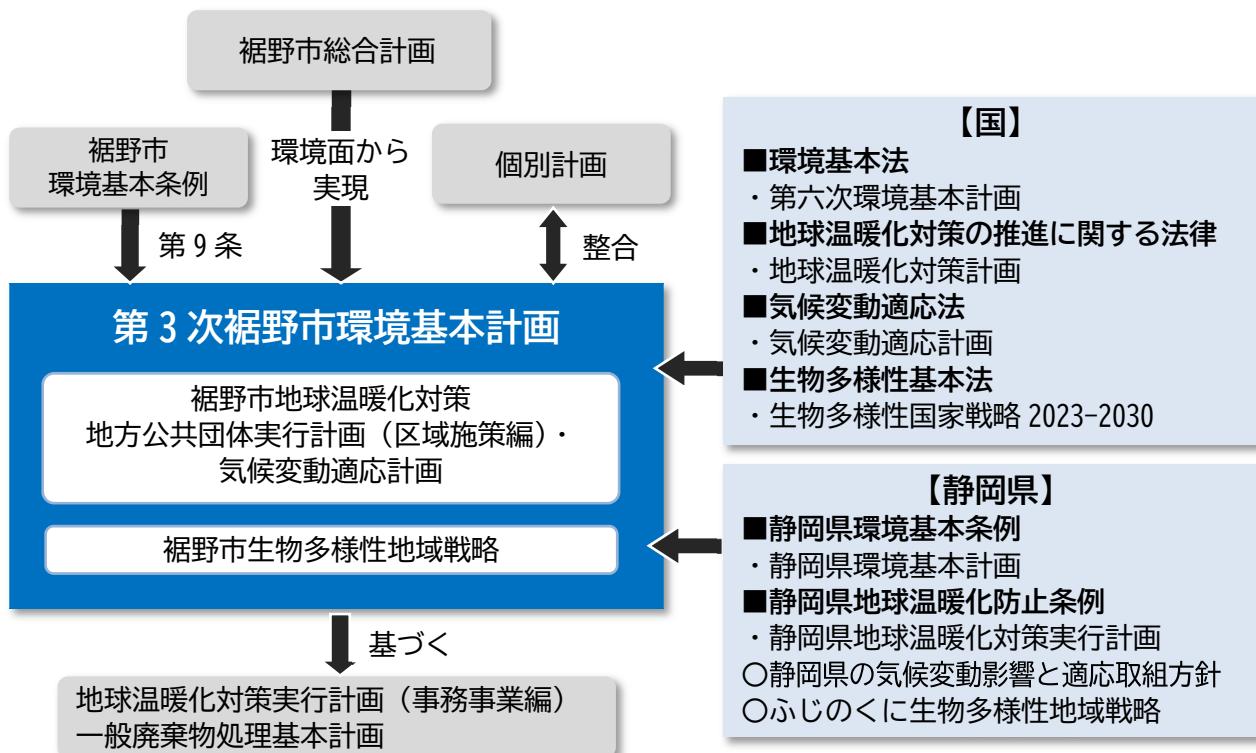
第3節 第3次計画の基本的事項

3-1 計画の目的と位置づけ

「第3次裾野市環境基本計画」（以後「本計画」という。）は、2002（平成14）年12月に制定された「裾野市環境基本条例」の第9条に基づいて策定するものです。環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者等の取り組みを明らかにすることを目的とします。

また、「第5次裾野市総合計画」の基本構想に掲げられている目指すべきまちの将来像「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

さらに、地球温暖化対策、気候変動への適応、生物多様性の保全と活用を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」「気候変動適応法」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を含有します。



3-2 計画の対象とする地域と環境の範囲

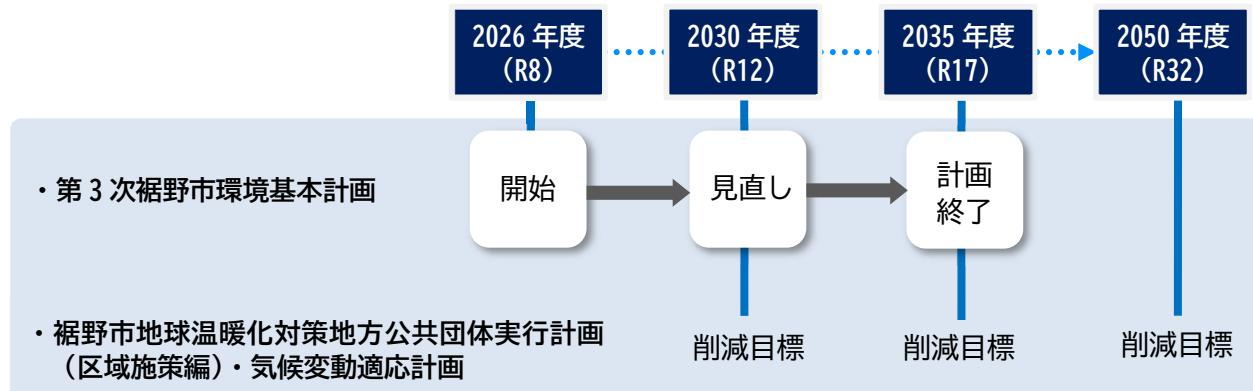
計画の対象地域は裾野市全域、対象とする環境は以下のとおりとします。

安全・安心	大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、生活環境、水資源、環境美化、空き家対策、動物愛護
自然共生社会	河川、農地、森林、動植物、自然とのふれあい、景観、歴史・文化
循環型社会	ごみ、ごみの適正処理、不法投棄
脱炭素社会	総合的な地球温暖化対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通、緑化
環境教育等	環境教育、環境学習、環境活動、環境情報

3-3 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とし、5年後の2030（令和12）年度に中間見直しを行います。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、削減目標を2030（令和12）年度、2035（令和17）年度、2050（令和32）年度に設定します。



3-4 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者・滞在者等とします。

各主体は、「裾野市環境基本条例」に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、「協働」していくことが必要です。

